

案
鉄道製品認証／評価契約書

独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所（以下「甲」という。）と、申請者○○○○○会社（以下「乙」という。）とは、次の各条によって鉄道製品認証／評価契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（題目等）

第1条 甲は、次の鉄道製品認証／評価業務（以下「本鉄道製品認証／評価業務」という。）を乙の委託により実施するものとする。

（1）題目

○○○○○○○○○○○○○○

（2）対象製品

○○○○○○○○○○○○○○

（3）適用規格

○○○○○○○○○○○○○○

（4）参照規格

○○○○○○○○○○○○○○

（5）製品の種別

○○○○○○○○○○○○○○

（6）受託料の額

金 ○○○○○○○○円（内消費税○○○○○○○円）

別途発行する請求書に従って納付すること。

（7）実施場所

独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所

○○○○○○○○○○○○○○○○

（8）開始及び完了の時期

開始 平成○○年○○月○○日

完了 平成○○年○○月○○日

（9）鉄道製品認証／評価業務の成果物

○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○

（鉄道製品認証／評価業務の実施等）

第2条 甲は、本鉄道製品認証／評価業務を本契約に定めるところに従って実施しなければならない。

2 本鉄道製品認証／評価業務に必要な全ての資料が完了の時期の○ヶ月前までに乙から提出又は提示されていないと認められる場合は、甲及び乙は完了の時期を変更するものとする。

この場合、甲は本契約の変更について遅滞なく乙に通知するものとし、甲及び乙は完了の時期の○週間前までに本契約の変更を行うものとする。

3 本鉄道製品認証／評価業務を遂行するため、必要が生じた場合は、甲乙協議の上、本契約を変更することができる。

4 第2項及び第3項の場合、変更手数料50,000円（消費税別）を契約変更前の受託料に原則として加算するものとする。

5 次の各号に掲げる場合は、甲乙協議の上、それぞれ当該各号に掲げるものを変更することができる。

- 一 第2項の場合 受託料の額
 - 二 第3項の場合 完了の時期及び受託料の額
- 6 完了の時期の変更のみを事由として、鉄道製品認証／評価契約の変更を行う場合は、開始の時期から完了の時期までの期間は、3年(サーベイランス等の場合は1年)程度を限度とする。

(鉄道製品認証／評価業務の中止)

- 第3条 甲は、その責に帰することができない事由により本鉄道製品認証／評価業務の実施が継続できない場合は、本鉄道製品認証／評価業務を中止することができる。この場合、乙に対して業務の実施の不能とその理由について報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、甲は本鉄道製品認証／評価業務の中止報告書及びすでに実施した本鉄道製品認証／評価業務の内容についての報告書を乙に提出し、業務の中止について承諾を求め、業務の実施のために支出した費用の精算を行うものとする。
 - 3 第2項の場合において、乙が業務の実施の中止を承認した場合には、甲が本鉄道製品認証／評価業務の実施のために支出した費用は乙が負担する。

(成果物の提出)

- 第4条 甲は、本鉄道製品認証／評価業務を完了したときは、遅滞なくその成果物を乙に提出するものとする。
- 2 甲は、本鉄道製品認証／評価業務の実施中においても乙から求めがある場合は、その成果物の一部を乙に提出することができる。

(受託料の精算)

- 第5条 甲は本鉄道製品認証／評価業務を完了したときは、遅滞なく受託料の精算結果を乙に報告の上精算するものとする。
- 2 前条第2項に従って成果物の一部を乙に提出する場合は、甲が発行する請求書に従って、乙は受託料の一部を支払うものとする。

(契約の解除)

- 第6条 次の各号のいずれかに該当する場合、甲は本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 天災その他不可抗力による場合、又は甲の責に帰しがたい事由により本鉄道製品認証／評価業務を遂行し得ないとき。
 - 二 本鉄道製品認証／評価業務の実施にあたり、予想しがたい技術上の障害が生じ、乙が解約を妥当と認めたとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当する場合、乙は甲と協議の上、受託料の全部又は一部を甲に納付するものとする。
 - 3 乙の都合により本鉄道製品認証／評価業務の申請を取り下げるときにおいても、甲において本鉄道製品認証／評価業務を着手した後にあっては本鉄道製品認証／評価業務に係る費用はこれを徴収する。

(解除による賠償)

- 第7条 甲は、第3条第1項の規定に基づく本鉄道製品認証／評価業務の中止又は前条第1項の規定に基づくこの契約の解除により乙が受けた一切の損害について賠償する責を負わないものとする。

(反社会的勢力の排除)

- 第8条 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴ

- ロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。)に該当すること、又は反社会的勢力と以下の各号のいずれかに該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除できるものとする。
- 一 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。
 - 二 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 三 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用していると認められるとき。
 - 四 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
 - 五 その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 甲及び乙は、相手方が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除できるものとする。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為
- 3 甲及び乙は、本検討に関して反社会的勢力から不当要求、業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに不当介入の事実を相手方に報告し、相手方による捜査機関への通報及び相手方への報告に必要な協力を行うものとする。
- 4 甲及び乙は、相手方が前項に違反した場合は、何らの催告を要せずに、本契約を解除できるものとする。
- 5 甲及び乙は、本条各項の規定により本契約を解除した場合は、相手方に損害が生じても何らこれを賠償及び補償することは要せず、かかる解除により自己に損害が生じたときは、相手方にその損害の賠償を請求できるものとする。

(協議)

第9条 本契約に疑義を生じたとき又は本契約に規定のない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 東京都調布市深大寺東町七丁目42番27号
独立行政法人自動車技術総合機構
交通安全環境研究所長 ○○ ○○ 印

乙 住 所
会社名
代表者役職名 氏 名 印